

議案第35号

木津川台駅前線上部工架設等の施工に関する変更協定の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成19年木津川市条例第51号）第2条の規定により、令和6年第1回定例会議案第40号をもって議決された木津川台駅前線上部工架設等の施工に関する協定について、下記のとおり変更協定を締結するため、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

木津川市長 谷口 雄一

記

- 1 契約の目的 木津川台駅前線上部工架設等の施工に関する変更協定
- 2 変更事項 変更前の協定金額 529,328,000円
変更による減額分 128,826,274円
変更後の協定金額 400,501,726円
- 3 契約の相手方 大阪府大阪市淀川区宮原4丁目3番9号
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員近畿統括本部長 富本 直樹

参考資料（議案第35号）

木津川台駅前線上部工架設等の施工に関する変更協定の締結について

西日本旅客鉄道株式会社により実施したJR片町線（学研都市線）との立体交差部分の歩道橋架設工事の施工等に関し、工事完了に伴う出来高の精算額にて西日本旅客鉄道株式会社と変更協定を締結するものです。

1 変更協定の内容

変更前の協定金額 529,328,000円

変更による減額分 128,826,274円

変更後の協定金額 400,501,726円

2 減額の主な内容

- (1) 道路施設に係る本体工事（桁架設工）について、木津川市とJRの施工分担を見直したこと及び工期短縮を目的に架設計画の再検討を行い、施工ヤードを有効に利用し最適化を行ったことによる。
- (2) 道路施設に係る付帯経費（管理業務委託及び積算業務委託）について、架設計画の最適化を行い、現場施工期間を短縮できたことによる。
- (3) 鉄道施設の電気関係工事（架線防護及びケーブル移設）について、当初は桁架設に支障となる上空ケーブルを地上へ仮移設し、桁の架設が完了した後、再度上空へ復旧予定であったが、地上へ本移設することで、上空への復旧が不要となったことによる。

位置図

